

ノーマライゼーションについて

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も、お互いに支え合い、同等に生活し、生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念です。

東京聖栄大学では、障がいのある学生も快適に充実した学生生活をおくることができるよう、『障がいのある学生等の支援に関するガイドライン』を定めて必要な対応を行っています。(怪我等により一時的に何らかの支援が必要となった学生も含みます)

学生の皆さんも、困っている学生を見かけたら積極的に声かけを行う等、ノーマライゼーションの理念に基づく行動を心がけてください。

また、学内に限らず通学途上や街中においても、この主旨での行動や配慮を心がけましょう。皆さんのご協力をお願いします。

東京聖栄大学 障がいのある学生等の支援に関するガイドライン

本ガイドラインは、東京聖栄大学における障がいのあるすべての学生に関わる学修支援について定めるものとする。

1. 基本原則

- 1) 東京聖栄大学は、本学に在籍する障がいのある学生が健常の学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう、学修支援に努めることとする。
- 2) 学長は、本ガイドラインに定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要に応じ規程の整備、予算措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3) 学修支援は、本学におけるこれまでの取組みをもとに行うものとする。なお、支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」をするように努めることとする。
- 4) 障がいのある学生に対する学修支援は、原則として本人（及び保護者）からの支援要請に基づき行うものとする。
- 5) 具体的な学修支援内容は、原則として受験時、入学時、学年担任等との面談の際、大学と本人（及び保護者）が、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、大学から提供するものとする。ただし、支援内容の決定時期については、本人の障がいの程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。

2. 学修支援内容について

- 1) 前掲の基本原則のもとに、障がいのある学生の一人ひとりの学修支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。
- 2) 怪我や病気などにより、一時的に何らかの支援が必要になった学生については、前項に準じて支援を行うものとする。

3. このガイドラインに関する事務は、学生支援センター 学生支援・就職支援課が行う。

4. このガイドラインの改廃は、生活指導委員会で審議し、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

1. 本ガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。
2. 本ガイドラインは、平成30年1月6日から改正・施行する。